

# 令和5年度償却資産申告の手引き

平素より本市税務行政につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税につきましては、土地や家屋のほかに機械や備品などの償却資産（事業用資産）についても課税対象となり、償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、加須市内に所有する償却資産について申告することが定められております（地方税法第383条）。

つきましては、同封いたしました償却資産申告書等に必要事項をご記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

加須市役所

## 1 申告が必要な方

法人や個人で事業を営んでいる方で、令和5年1月1日現在、償却資産（事業用資産）を所有している方については、申告が必要となります。

※太陽光パネル等を家屋に設置し、売電収入を得ている方も、申告が必要となります。

## 2 申告の方法

### (1) 提出方法

償却資産申告書及び種類別明細書を各1部提出してください（自社電算打出しにより申告書等の提出をされている方で、申告書等の送付が不要と申し出を受けている方には申告書等は同封しておりません）。受領印等が必要な場合は、提出される申告書等のコピー及び返信用封筒を同封し提出してください。

### (2) 記入方法（記入例参照）

今年度申告をされている場合には、申告書に前年前に取得したものの価額が印刷されておりますので、資産の減少・修正・増加等をご記入してください。なお新規に申告する方は、全資産を申告してください。資産の増減がない場合でも申告書の備考欄に「増減なし」と記入のうえ、提出してください。また該当する償却資産がない場合は、「該当資産なし」と記入のうえ、提出してください。

### (3) 廃業・解散・合併・移転等された場合

廃業・解散・合併・移転等された場合は、その旨を備考欄に記入して提出してください。

### (4) 休業中の場合

休業中の場合で事業に供する目的をもって償却資産を所有し、かつ事業の用に供される状態にある資産であれば、申告書の提出をお願いします。

### (5) 特例対象資産がある方の場合

前年中に取得された償却資産が特例等対象資産の場合には、特例等対象資産であることが確認できる書類が初年度のみ必要となります。また種類別明細書等に特例等対象資産であることを記入してください。

(例)

	必要な添付書類
生産性向上に資する資産	認定申告書の写し 認定書の写し 工業会証明の写し

### (6) 申告書の提出先

〒347-8501 埼玉県加須市三俣2丁目1番地1  
加須市役所 税務課 資産税担当  
電話 0480-62-1111 内線(123 124)

申告書の提出は、窓口以外にも、郵送及びeLTAX（地方税電子申告）での申告も受け付けております。

### 3 申告期限 令和5年1月31日

#### 4 実地調査

提出された償却資産申告書にもとづいて、必要により事業所の実地調査を行う場合があります（地方税法第353条及び第408条）。実地調査を行う際には、事業所に備えてある固定資産台帳等の写しの提出等ご協力をお願いいたします。

#### 5 償却資産の範囲

##### (1) 申告の対象となる資産

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。なお、一部でも事業に用いた資産はその全てが対象となります。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・ 簿外資産
- ・ 遊休資産及び未稼働資産
- ・ 減価償却済資産
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産

##### (2) 申告の対象外となる資産

次の資産は課税の対象とならないため、申告の対象外となります。

- ・ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産
- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車及び軽自動車等
- ・ 耐用年数（使用可能期間）が1年未満のもの
- ・ 取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

##### (3) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価少額資産の取扱い

	取得価額	国税	固定資産税（償却資産）	
個人の場合  (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外	
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外	
	20万円未満	減価償却	申告対象	
	20万円以上	減価償却	申告対象	
法人の場合  (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外	
		3年間一括償却	申告対象外	
		減価償却	申告対象	
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外	
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

#### 6 その他

- (1) 不明点がありましたら、担当までお問合せください。
- (2) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することがあります。また正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条並びに加須市税条例第75条第1項の規定により10万円以下の過料を科することがあります。